

昭和56年以前に建てられた木造住宅にお住まいの皆さまへ！

耐震診断は、住宅の健康診断です

～木造住宅の耐震診断を受けましょう！～

美波町では、南海地震に伴う津波からの避難を心配する人が多いようですが、津波の前に地震で住宅が倒壊すれば、津波から避難することもできません。さらに壊れた建物により、避難路を塞いだり、隣の建物に倒れかかるなど、周囲の人家に影響を及ぼすことも考えられます。したがって住宅の耐震化は、最も身近で、かつ最も重要な防災対策の一つなのです。

そこで美波町では、昭和56年以前の木造住宅（旧耐震基準）を対象に、耐震診断を支援しています。

耐震診断とは、建物が地震に対してどの程度耐えられるのかを総合的に判断するもので、耐震診断員が現地調査を行い、地盤・基礎、建物の形・壁の配置、筋交いの強さ・壁の割合、老朽度などについて数値で表します。住宅の耐震診断は、住宅の健康診断のようなものです。ぜひ積極的に耐震診断をお受けください。

【耐震診断の対象住宅】 次の1～4の全てに該当する住宅

1. 昭和56年5月31日以前に着工した木造住宅
2. 在来軸組工法、伝統構法で建築されたもの
3. 平屋または2階建てのもの
4. 現在も居住しているもの

【診断費用】 自己負担は3千円です。

(本来、3万3千円の費用が必要ですが、国、県、及び町が3万円を負担)

【お問い合わせ及び申込先】 役場消防防災課 (☎ 77-3619) もしくは由岐支所住民室 (☎ 78-2211)

診断結果によって、耐震改修工事、簡易耐震補強工事に補助が受けられます

野外焼却について (お願い)

近年、ごみの野焼きに関する苦情(相談)が増え問題となっています。廃棄物処理法においては、平成13年4月1日から一定の例外を除いて、廃棄物の野外での焼却に罰則が設けられています。野焼きはダイオキシンの排出や火災発生の原因になるばかりでなく、煙や臭いで気分が悪くなったり、布団・洗濯物に汚れや臭いがつくなど近所迷惑になることもありますので、野外での焼却はやめましょう。

○ 例外規定 ○

1	国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却 (例：河川管理者による河川管理を行うための伐採した草木等の焼却等)
2	震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却 (例：凍霜害防止のための稲わらの焼却、災害時における木くずの焼却等)
3	風俗習慣上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却 (例：どんと焼き等の地域の行事における不要となった門松・しめ縄等の焼却)
4	農業・林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却 (例：農業者が行う稲わら等の焼却、林業者が行う伐採した枝木等の焼却)
5	たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの (例：たき火・キャンプファイアーなどを行う際の木くず等の焼却)

※直罰の対象とならない焼却であっても、住宅密集地や農地(畑地・田んぼ)、山林など地域の状況によって、周囲の環境衛生上問題となる場合は、県・市町村の指導及び処分の対象となりますのでご注意ください。皆さまのご協力をよろしくお願い致します。

【お問い合わせ先】 役場住民福祉課 ☎ 77-3613 支所住民室 ☎ 78-2212